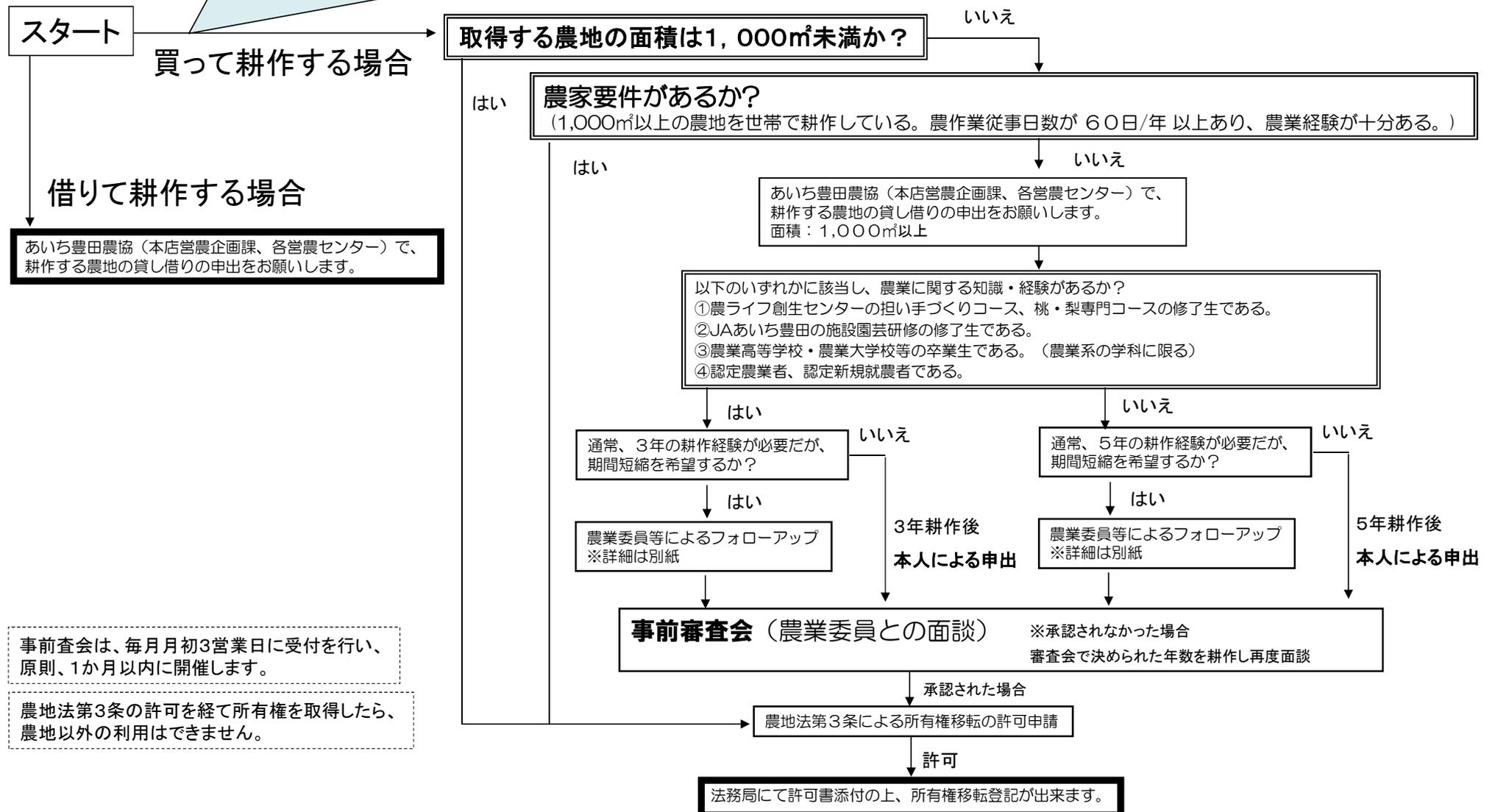


# 新規就農者(個人)が農地を買う・借りるには ※対象農地が山村地域等の場合

令和7年 4月1日  
豊田市農業委員会  
電話:0565-34-6639  
FAX:0565-33-8149

山村地域等：旭・足助・稲武・小原・下山地区及び  
高橋・猿投台・石野・松平・藤岡地区の一部（矢並・西広瀬・東広瀬・中金・上鷹見・滝脇・豊松・御作小学校区）

所有農地や営農の状況によって異なる場合がありますので、必ず事前相談をお願いします。



事前審査会は、毎月月初3営業日に受付を行い、原則、1か月以内に開催します。

農地法第3条の許可を経て所有権を取得したら、農地以外の利用はできません。

# (別紙)新規就農者(個人)が農地を買う・借りるには ※山村地域等におけるフォローアップについて

## ●フォローアップの流れ

